

事業の進め方

おおむね
2年

【①事業及び測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さんにご理解いただくため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③用地測量の実施】



この測量により、買わせていただく土地の面積が確定します。

【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さんと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さんも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【④事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑦契約・補償金】 【⑧物件移転】

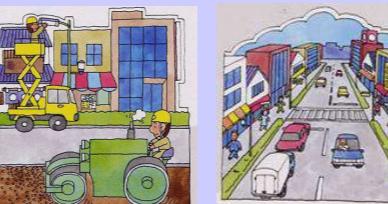


話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑨工事説明会の開催】 【⑩工事の実施】 【⑪完 成】



沿道の皆さんに、工事計画の概要を説明します。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

沿道の皆さんに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、

東京都第六建設事務所 工事課測量係
03（3882）1498

東京都市計画道路 補助線街路第138号線

足立区中央本町一丁目～弘道一丁目

道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

計画のあらまし

東京都では、機能的な都市活動と安全・安心な都市生活を目指し、交通混雑の緩和や地域の発展に貢献する道路整備を進めています

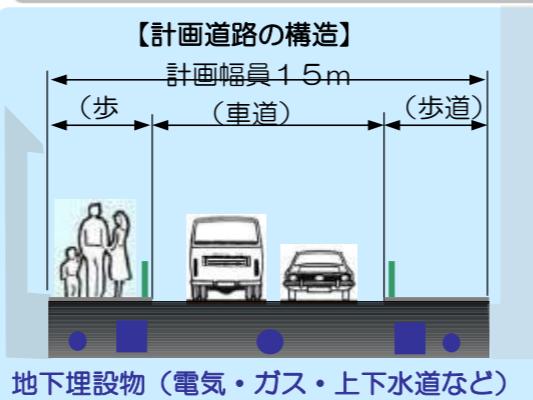
補助第138号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます

- ◆通過交通の生活道路への進入が減り、交通事故の減少など生活環境が改善されます
- ◆消防車、救急車など緊急車両が円滑に通行でき、災害時には安全な避難路となります

【計画の概要】

- 都市計画道路名 東京都市計画道路
補助線街路第138号線
- 都市計画決定 昭和41年7月30日
- 延長及び区間 延長：約700m
区間：足立区中央本町一丁目



地下埋設物（電気・ガス・上下水道など）



現況測量、用地測量の概要

現況測量とは・・・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に

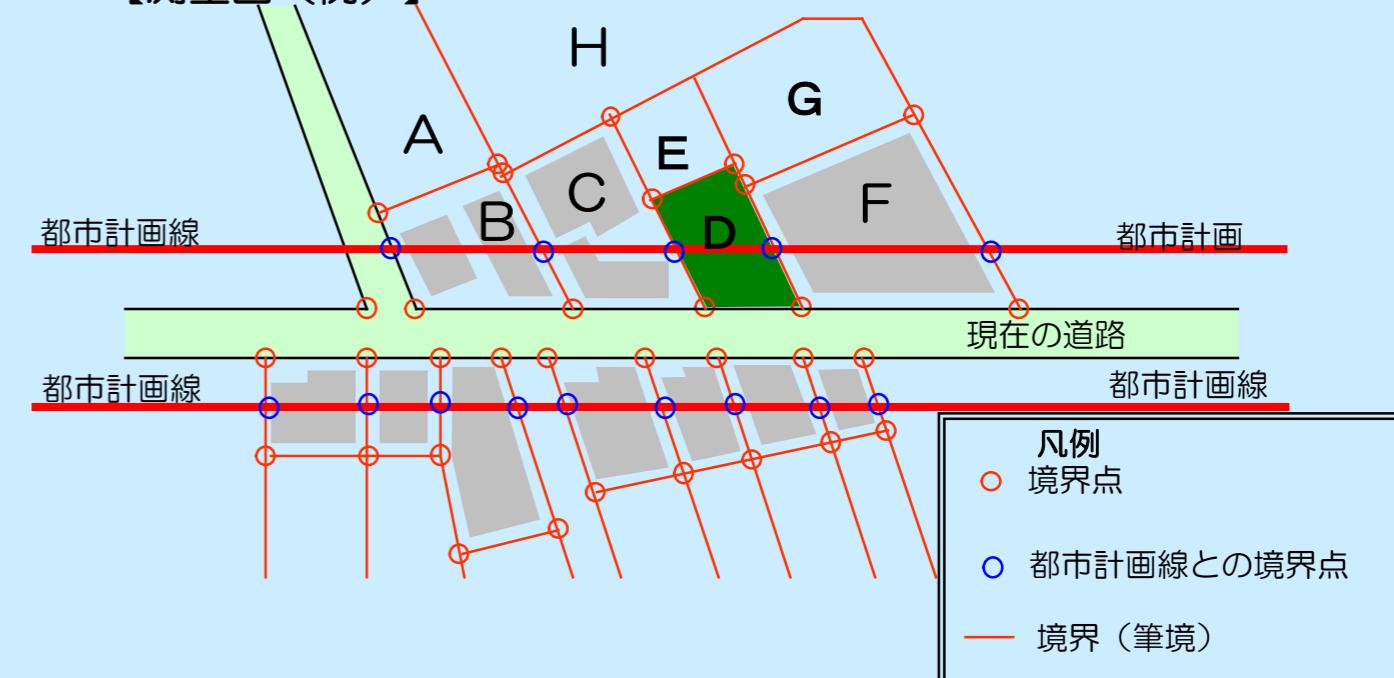


用地測量とは・・・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図（例）】で、たとえば、Dさんの土地の用地測量を行う場合は、CさんとFさんだけでなく、EさんやGさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



【測量図（例）】



- | |
|--------------|
| 凡例 |
| ○ 境界点 |
| ○ 都市計画線との境界点 |
| — 境界（筆境） |